

P.233 10番（大原裕貴君）

◆10番（大原裕貴君）＝登壇＝日本維新の会を代表し、第76号議案、令和2年度芦屋市一般会計補正予算（第8号）及び第77号議案、令和2年度芦屋市都市再開発事業特別会計予算について、修正案に反対、原案に賛成の立場で討論を行います。

このたびの修正案は、大きく分けて4点の問題点があると考えられるため、賛成をすることができません。それぞれの問題点を述べ、反対の討論いたします。

第1に、計画の実現性の問題です。

提案にあるとおり街路事業に変更したとしても用地取得が必要となります。果たして地権者から用地取得が簡単にできるものなのかという疑問があります。というのも、本件は7年もの長きにわたって協議をしているからです。協議の主となるのは自らの資産の話です。後悔がないよう、当該地でできる事業手法全ての可能性について検討をしているはずですが、このタイミングでの事業手法の変更は、これまでのやり取りをまた一からやり直すことにもつながり、真つ当な交渉が継続できるとは到底思えません。

実際問題、12月11日に行われた建設公営企業常任委員会での市の答弁においても、事業手法変更の実現性は極めて低いと断言をされていました。地権者との協議を長年続けてこられた市職員以上に地権者の感覚を理解している者はおらず、極めて現実に近い意見であると考えます。その市職員が難色を示すプランについて、実現性が高いと受け止めるのは極めて困難であると考えます。

用地取得の実現性の問題については、同委員会において提案者は、地権者の人数が減るから合意形成が容易となると発言をされていました。しかし、それはあまりにも乱暴であり、独りよがりな根拠であると思います。

というのも、行政の計画では、土地公示価格以上の金額は示せません。立ち退きありきのプランに地権者が同意する理由が全くありません。環境の変化や新たな近隣住民とのコミュニケーションの問題など、転居には様々なリスクが付きまとうのは周知の事実です。リスクヘッジの考え方としてはいろいろなものがありますが、お金というのも大きな要素の一つです。修正案を進めた場合に提案することになる立ち退きプランでは、リスクへの備えが全く含まれておらず、転居が検討の俎上に上がることさえないのではないかと危惧をします。

第2に、安全面への疑問です。

街路事業を進めた場合、完成形は恐らくJR芦屋駅北側のような形になると思われます。確かに道路の幅員は拡張され、見通しもよくなる可能性はあります。修正案提出者も安全面は、はるかに改善すると答弁をされていました。

しかし、それはあくまでドライバー目線です。しかもそれは運転を行う上での限定的な改善だろうと思います。そもそも道路上に自動車が縦列駐車をしている状態が危険な状態です。車の影から歩行者が道路を横断しようと飛び出した場合、ドライバーの立場だと見落とす可能性が高い状況、こうした状況はリスクの固まりであると言えます。

車の運転をする人は、停車している車の間を縫って道路を横断する行為が、いかに危ない行為であるかを把握していると思います。なので、そうした行為を行う可能性は低いかもしれませんが、ですが、免許を持たない子どもについては別です。予測不能な行動を取る可能性があるのは言うまでもありません。また、大人よりも背が低いため、視認性が低いという点も危険性に拍車をかけています。

また、場所が駅前であるということも考慮する必要があります。特に朝の忙しい時間帯には多数の送迎車が駅に集います。一分一秒を争う朝の通勤・通学のシチュエーションを考えれば、送迎車から降りた歩行者がショートカットをして横断歩道以外の箇所を横断をするというケースは想像するに難くないシチュエーションです。

こうしたことを考えると、提案をされているプランで整備を進めた場合、歩行者などの交通弱者の観点において安全性が劇的に改善されるとは言えないものがあると考えます。

再開発手法での整備を進めた場合でも100%事故が起こらないということではありません。しかし、警察や公安委員会の意見を聞いた上で、事故の確率を可能な限り引き下げたプランであるということは事実です。事業を行うに当たり、考えられるリスクを可能な限り最小にするリスクマネジメントの観点は、最重要項目であると考えます。

特に、交通事故の発生確率を決定づける道路インフラの整備の場合、人の命が密接に絡むものであります。気をつければ安全という属人的な対応に依存する対応ではなく、よりシステムチックに安全性を担保できる仕組みを検討する必要があるのは言うまでもありません。

第3に、費用対効果での観点で見たときの事業の有効性です。

JR芦屋駅北側の道路について、現状で数多くの問題が山積しているのは周知の事実です。駅の南にそのカーボンコピーを再現したとしても、北で起こっている種々の問題を再現することになる可能性が高いと考えます。仮に運用で回避をできる問題だったのであれば、現状、北で起こっている問題というのはとっくに解決をしています。

確かに、再開発事業よりも表面的な事業費は削減できるかもしれませんが、しかし、市の試算において約60億円もの事業費が必要である計画となるということも忘れてはなりません。整備をすることが大事なのではなく、本来目的である交通課題の解決など大きな社会問題を解決するというのが最も重要な点です。

いずれにしても大きな事業費が必要となる以上、費用対効果の観点で言っても、社会課題の解決のために最も効果的な手法を選択するべきではないかと考えます。

既に申し上げているとおり、修正案の場合、安全面の改善という観点において、目をつぶらなければならない部分があります。言い換えると中途半端な対応であるとも言えます。駅前整備は対象範囲も広く事業費も大きなものであり、何度もチャレンジができる事業ではないことは過去からの経緯が物語っています。しかし、後からやはり微妙だったという結果をもたらす整備をしてしまうと、後年になり再整備が必要となる可能性もはらみます。そうなると結果的に多額の事業費が必要となるということは火を見るよりも明かです。

当然、再開発事業を進めた場合でも、未来永劫、整備が不要になるとは断言できません。しかし、それを言い出すとあらゆる事業を進めることができなくなります。大事なことは、現時点において将来的な課題も含めて解決につながる可能性が一番高いプランを選択することであろうと考えます。

最後に、潜在リスクの問題です。

本事業は、都市計画決定、事業認可という非常に大きなトリガーをもって既に具体的に進んでいる話です。机上で計画を練っている段階ではありません。関係事業者や地権者、国・県を巻き込み、現在進行形で進んでいるものです。

そうした状況の中で計画を急遽ストップしてしまうと、芦屋市の計画ありきで進んでいる関係者が何らかの損失を被ることになります。関係者の



閉じる



ダウンロード



印刷



文字拡大



文字縮小

J R 芦屋駅改良工事等の施工に関する協定に基づいて工事が執り行われています。同協定は平成30年6月議会において全会一致で可決されているものであり、紛れもなく議会が関わっているものです。

同協定では、芦屋市負担として36億5,905万3,000円の支払い義務が規定をされています。芦屋市が今回の修正案でこういった判断を下そうが、この部分については必ずJ R西日本に支払わなければならないものであります。当初の計画では、市の負担の50%は国庫補助を想定していました。しかし、それは再開発手法という前提での計画であり、このたびの修正案のように前提が崩れた場合、国庫補助の執行は期待できません。なので本来、市が負担する必要がなかった18億円超を市が負担しなければならなくなります。

計画を変更する上では、J Rとの協定によって生じる損失も計算に含んでおく必要があります。しかし、約18億円という決して小さくない金額については、提案理由の中では触れられておりませんでした。

そして、最も恐ろしいのが、同協定において違約金の条項がないことです。同協定は市が再開発事業を進める前提で締結されたものであり、市が再開発事業を実施しないと、その前提が根本から覆ります。民法で定める債務不履行に該当してしかるべき事象であり、本来であれば違約金の支払い義務が生じるものであると思います。「恐ろしい」と表現したのは、市の債務不履行によって生じた損失を含む違約金が後から請求されることになり、現状ではその金額が未知数であるからです。

提案者は、こうした潜在リスクの話は仮定の話とされておりました。起こるかもしれない損失を事前に洗い出し、可能な限りの対策を講じることをリスクマネジメントと言います。また、大きな事業を進める上で、リスクマネジメントの考え方なしで進めていくのは、あまりにも無謀です。個人として考え得る潜在リスクは紹介したつもりですが、これで全てとは思っていません。これらの潜在リスクについて、未然に防ぐ防止策、また発生した後の対応策、これらについての議論が全く行われていない状況の中で、それを容認することは到底できません。

以上、大きく分けて4点の問題点を指摘しました。仮に都市計画決定前の話であれば、財政を理由とした考え方について議論の余地は大いにあると思います。ですが、このタイミングにおいて白紙撤回とも取れる修正を進めることは、大きなリスクを内包し過ぎていると指摘せざるを得ず、修正案が適当なプランであるとは認められません。

そして、財政負担を理由に、事業費削減を求めた議会に対し、現状でできる範囲での削減に努め、一定の削減効果を生み出すことができた市の提案は十分に評価できる内容であり、現時点で取れる最善策であると考えます。よって、原案には賛成をいたします。

以上で、修正案に対して反対、原案に対して賛成の討論といたします。